

軽費老人ホーム河南荘利用契約書

(以下「ご利用者」という)と軽費老人ホーム河南荘の施設長(以下「施設長」という)とは、施設の利用について次のとおり契約を締結する。

第1章 総則

第1条 (目的)

施設長は、老人福祉法等関係法令の定める主旨に従い、ご利用者に、その日常生活に必要な施設及び各種福祉サービスを提供し、ご利用者が心身ともに健康で明るく充実した生活を送ることができるように支援するものとする。

第2条 (施設の管理、運営)

施設長は、前条の目的を達成するため、善良な施設の管理、運営及び建物・付帯設備の維持管理に努めなければならない。

- 2 施設長は、施設運営に関する管理規程及びご利用者心得並びに諸規程(以下「管理規程等」という)をご利用者に提示しなければならない。

第3条 (遵守義務)

ご利用者は、前条第2項の管理規程等及び施設長が指示する事項を守らなければならない。

第4条 (施設の利用及び利用制限)

ご利用者は、第18条に基く利用契約の終了がない限り、この契約の定めるところにより、専用居室(以下「居室」という)及び施設長が共用のために設置した設備(以下「共用設備」という)を利用することができる。

- 2 ご利用者は、その居室を専らご利用者の居住以外の目的に使用してはならない。

第2章 各種サービス

第5条 (各種サービスの提供)

施設長は、ご利用者に対し以下のサービスを提供するものとする。

恒常的なサービス

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴の準備及び援助

必要に応じて提供するサービス

- (1) 各種生活相談及び助言
- (2) 生活援助等

- (3) 自主活動への援助
- (4) 災害、疾病等の緊急時の対応
- (5) 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重金品・現金の管理
- (6) その他施設長が必要と認めるサービス

第3章 費用の負担

第6条 (利用料等)

ご利用者が負担する利用料は、厚生労働省の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」以下「要綱」という)の規定する生活費及び事務費(以下「利用料」という)とする。

- 2 前項のほか、ご利用者の居室における電気の使用料その他特別なサービスに要する費用の実費相当分(以下「実費」という)はご利用者の負担とする。

第7条 (利用料等の納入)

ご利用者は、利用料及び実費を施設長が別に定める納入方法により納入期限までに納入しなければならない。

第8条 (利用料の決定)

ご利用者は、入所時または入所後においては毎年度の当初に、前年分の収入申告書等を施設長に提出しなければならない。

- 2 施設長は、前項の規定により書類の提出を受けて収入の認定を行い、要綱別表第1の階層に定める事務費を決定し、当該年度的生活費と併せてご利用者に通知するものとする。

第9条 (利用料の改定)

利用料は、前条のほか規則の改正があった場合に改定するものとする。

第4章 施設、設備の利用

第10条 (居室への立入)

施設長は、居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められる場合は、ご利用者の承諾を得て居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとする。ただし、ご利用者の健康状態の急変、若しくは災害等の緊急の場合は、この限りでない。

第11条 (居室内の模様替え等)

ご利用者は、その居室に模様替え、造作及び補修をするときには、施設長に対し、あらかじめその内容を届け出て、施設長の承認を得て行わなければならない。

第12条 (居室内の模様替え等の費用負担)

ご利用者の居室についての前条に定める模様替え、造作及び補修の費用は、ご利用者

の負担とする。ただし、設計、施工に起因する補修、改修費については、この限りでない。

第13条（原状回復の義務）

ご利用者は、施設及び備品（第11条に基く模様替え、造作及び補修を除く。）について、汚損、破損、若しくは滅失その他原状を変更した場合には、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は回復に要する費用を支払うものとする。ただし、ご利用者の責めに基つかない場合はこの限りでない。

- 2 ご利用者は、この契約が第16条又は第17条の規定により解除された場合、又は第18条第1号の規定により契約が終了した場合において、その居室を施設長に明け渡すときは、第11条の模様替え等がある場合、原状回復に要する費用を負担するものとする。

第14条（施設長の賠償責任）

天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難あるいは外出、外泊中の不慮の事故により、ご利用者が受けた損害について、施設長は一切の賠償責任を負わないものとする。ただし、施設側の故意又は重大な過失により利用者に損害を与えた場合は、この限りでない。

第15条（動物飼育）

ご利用者は、居室内外での動物飼育は、施設長が特に必要と認める場合を除いて行ってはならない。

第5章 利用契約の終了

第16条（施設長の契約解除）

施設長は、ご利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則的に14日以上 の予告期間において、この契約の解除をすることができるものとする。

- (1) 入居の要件に関して、虚偽の届出を行って入居したとき
 - (2) 正当な理由なく利用料を支払わないとき
 - (3) 施設長の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備等の造作、模様替えを行い、かつ原状回復を行わないとき
 - (4) 個別の日常生活上の援助又は介護を必要とする状態にあり、かつ家族等の援助又は在宅サービスを受けることができないとき、若しくはそれらのサービス等を受けても自立した生活ができないとき
 - (5) その他共同生活の秩序を著しく乱し、他のご利用者に迷惑をかけたとき
 - (6) 入院期間が長期（概ね1ヶ月以上）にわたるとき
 - (7) 明確な理由がなく不在期間が概ね1ヶ月以上にわたるとき
- 2 ご利用者は、前項の規定により施設長がこの契約の解除を通告した場合には、遅滞なくその居室を明け渡すものとする。

- 3 施設長は、ご利用者に対し第1項による契約の解除を通告した場合には、必ずご利用者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、ご利用者及びご利用者の扶養義務者その他関係者、関係機関と協議し、ご利用者の移転先の確保につき協力するものとする。

第17条（利用者の契約解除）

ご利用者は、この契約を解除しようとするときは、原則的に14日以上予告期間をもって施設長が定める契約解除届を施設長に提出するものとし、その契約解除届に記載された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。

- 2 ご利用者は、前項の契約解除日までに居室を施設長に明け渡さなければならない。

第18条（契約の終了）

この契約における契約の終了とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) ご利用者が死亡したとき
- (2) 第16条又は第17条に基き契約が解除され、予告期間が終了したとき

第19条（残置物の引取等）

施設長は、ご利用者に対し、契約終了後のご利用者の残置物（高価品を除く。）がある場合に備えて、その残置物の引取人（以下、「残置物引取人」という。）を定めることを求めることができるものとする。

- 2 施設長は、契約の終了に際してご利用者及び残置物引取人に残置物引取を行うよう連絡するものとする。
- 3 ご利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けたあと契約終了日の翌日から起算して14日以内にその残置物を引き取らなければならない。
- 4 明渡しの期日が過ぎても残置物の引取が行われない場合は、当該残置物を利用者又は残置物引取人に引き渡すものとする。ただし、その引き渡しに係る費用はご利用者又は残置物引取人の負担とする。
- 5 ご利用者は、残置物引取人の住所、氏名に変更があったとき、及び死亡、成年被後見人の審判等によって変更するときは、その旨を施設長に直ちに通知しなければならない。

第20条（緊急連絡先）

施設長は、ご利用者の入居に際して、残置物引取人の他、緊急連絡先を定めることを求めることができるものとする。

- 2 ご利用者は、緊急連絡先の住所、氏名に変更があったとき、及び死亡、成年被後見人の審判等によって変更するときは、その旨を施設長に直ちに通知しなければならない。

第6章 その他

第21条（誠意処理）

この契約書の解釈及びこの契約書に定めのない事項については、必要に応じてご利用

者、施設長相互に協議し、誠意をもって処理するものとする。

第22条（守秘義務）

施設長は、サービスを提供する上で、知り得たご利用者及びその家族等のプライバシーに関する事項を第三者に洩らしてはならない。施設長の守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。ただし、施設長は、ご利用者の緊急の医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。また、苦情解決制度に基づく苦情があった場合には、第三者委員に必要最少限度の情報を提供できるものとする。

第23条（苦情解決）

施設長は、その提供したサービスに関するご利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して、適切に対処するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、ご利用者及び施設長は本書各1通ずつを保有する。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

施設長

住 所 大阪府南河内郡河南町白木905番地

氏 名 軽費老人ホーム 河南 荘

荘 長 矢野 健一郎 印